

新潟県中越大震災義援金の受入・配分結果報告

1 受入額等

(1) 義援金受入累計額 37,365,763,242 円

(2) 預金利息額 10,159 円

※預金利息額は、受入開始(平成 16 年 11 月 17 日)から平成 17 年 4 月 1 日までの期間の額。

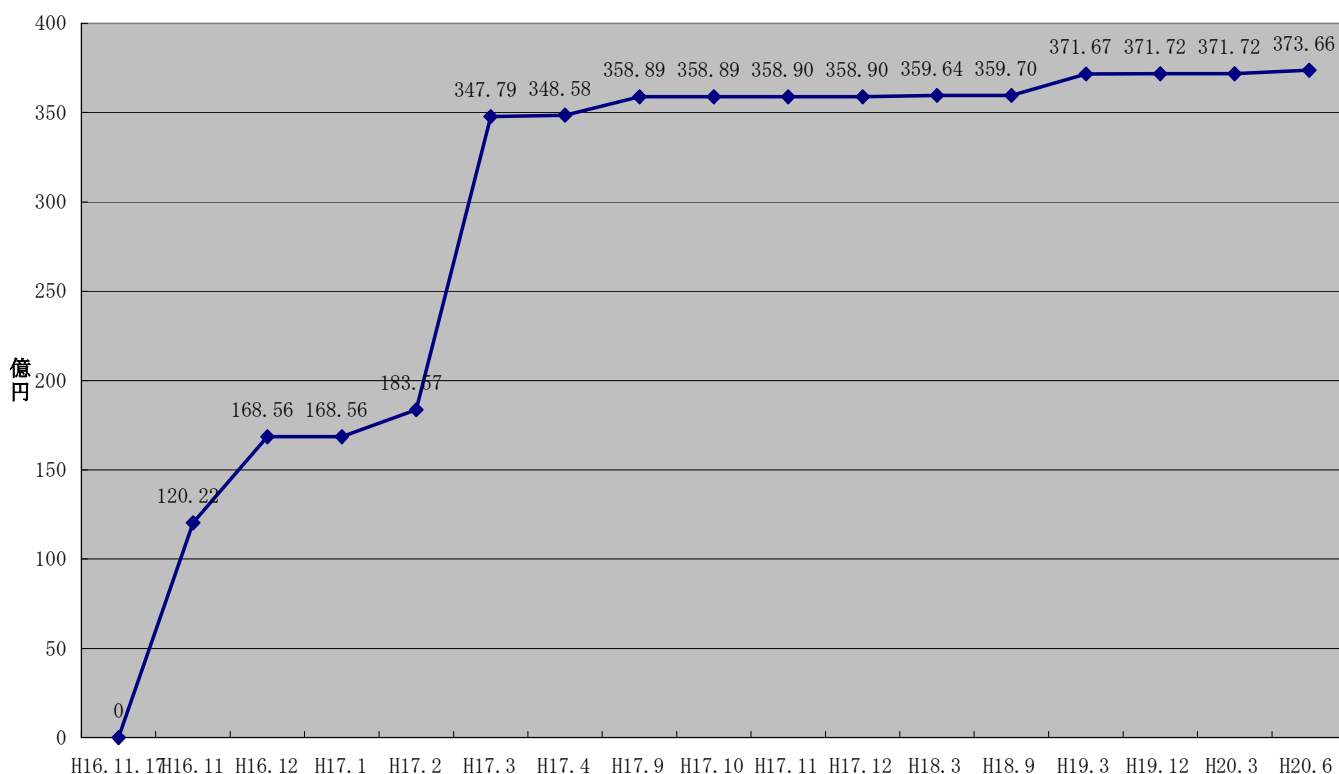
※平成 17 年 4 月 1 日以降は、決済性普通預金口座で管理したため、預金利息額は無い。

(ペイオフ解禁に伴う措置)

合 計 37,365,773,401 円

中越大震災義援金受入累計

(単位：億円)



※義援金配分委員会の受入は平成 16 年 11 月 17 日から開始。(新潟県、日本赤十字社新潟県支部等の義援金受入(受付)団体から順次受け入れを開始。)

※受入状況の詳細は、別紙「新潟県中越大震災義援金配分額総括表」のとおり。

2 配分実績

(1) 第1回配分（平成16年11月20日計画決定） 配分額：16,883,850,000円（A）

○被災者の当面の資金需要や早急な住宅・生活再建に向けた動機付けに資するよう、「迅速性」を重視し、人的被害、住家被害を受けた世帯に全県統一基準で配分。
（市町村ごとの詳細は、別表1のとおり）

対象被害区分		金額	人数又は世帯	配分額（円）
人的被害	死者	20万円／人	67人	13,400,000
	重傷者	10万円／人	633	63,300,000
	小計		700	76,700,000
住家被害	全壊	200万円／世帯	3,100世帯	6,200,000,000
	大規模半壊	100万円／世帯	2,138	2,138,000,000
	半壊	25万円／世帯	11,795	2,948,750,000
	一部損壊	5万円／世帯	110,408	5,520,400,000
	小計		127,441	16,807,150,000
合計				16,883,850,000

※統一基準決定後、市町村からの状況報告に基づき順次配分を実施。（市町村を通じて各世帯へ直接配分。）

※死者のうち、1名については受取人がいない(相続人不存在)ため配分せず。

※山古志村の特例

山古志村は配分計画決定当時、離村を強いられて被害状況の把握が困難であったことから、全世帯を一部損壊以上と見なして一時金を配分。その後、住家被害状況の確定後に被害区分に応じて不足分を配分。

(2) 第2回配分（平成17年3月22日計画決定） 配分額：15,126,660,000円（B）

○全県統一基準を策定せず、被災者に身近な市町村がきめ細やかな配分を行えるよう、市町村に対して枠配分を実施。

○枠配分を受けた市町村は、地域の実情に即した配分計画を個別に定め、被災者へ迅速に配分。

○枠配分の基準は、第2回配分可能額の範囲内で、第1回配分計画による住家被害の配分実績総額によって按分計算した額。

住 家 被 害 区 分	配 分 額 (円)
全 壊	5,580,000,000
大 規 模 半 壊	1,924,200,000
半 壊	2,654,100,000
一 部 損 壊	4,968,360,000
合 計	15,126,660,000

○枠配分に際しては、市町村個別の配分計画の参考となるよう、下記「配分対象メニュー例」を例示。

※市町村配分計画における配分対象メニュー例（配分委員会より参考提示）

【住宅の再建】

No.	名称	配分対象世帯	備考
1	持ち家被災見舞金	・持ち家が半壊以上の被害を受けた世帯	
2	宅地被災見舞金	・居住が困難となった宅地被災があった世帯	

*その他、被害の大きい一部損壊世帯等への配分も可能とした。

【生活基盤の再建】

No.	名称	配分対象世帯	備考
1	長期避難世帯見舞金	・被災者生活再建支援法及び同法施行令に定める長期避難世帯として認定された世帯	
2	仮設住宅入居世帯見舞金	・応急仮設住宅に入居している世帯	
3	被災者生活再建支援法対象外世帯見舞金	・住家が大規模半壊以上の被害を受け、世帯主の年齢や世帯の年収要件から被災者生活再建支援法の対象外となっている世帯	
4	被災者見舞金	・平成16年10月23日現在、市町村に居住していた世帯	

*その他、生計維持者が失業した世帯等への配分も可能とした。

【事業の再建】

No.	名称	配分対象世帯	備考
	事業所被災見舞金	・半壊以上の被害を受けた事業所	

【要援護世帯への激励】

No.	名称	配分対象世帯	備考
1	ひとり暮らし高齢者見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、65歳以上のひとり暮らしの高齢者	
2	要介護者世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、介護保険法の要介護1から同5のいずれかの認定を受けた者がいた世帯	
3	重度障害者（児）世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、重度障害者（児）世帯及びこれらの者（児）が同居している世帯	
4	特定疾患患者世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受けた、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券等の交付を受けていた者又はその者と同居していた世帯	

*その他、母子・父子世帯や生活保護世帯等への配分も可能とした。

【教育等への支援】

No.	名称	配分対象世帯	備考
1	高校生等授業料減免世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受け、高等学校等から授業料の減免を受けていた（いる）者のいる世帯	
2	新入生等のいる世帯見舞金	・住家が半壊以上の被害を受け、17年度に小学校等に新入生等として入学（入園）した者のいる世帯	

【数年間にわたる事業】

No.	名称	配分対象事業	備考
1	復興啓発事業	・被災地の防災意識、復興意識の高揚を図り、地域づくりを推進することを目的とした、被災地の児童と国内外の他の大規模被災地の児童との交流事業等を実施する。	
2	奨学資金配分事業	・住家が半壊以上の被害を受け、一定の年収に満たない世帯の高校生、大学生等に奨学資金を配分する。	
3	みなし全壊世帯見舞金	・被災者生活再建支援法のみなし全壊の世帯に対し、第1回配分計画の住家の全壊の金額と実際の被害認定による金額の差額を配分する。	

- (注) 1. 「基金造成」の対象事業は、配分事業の性格から数年間の期間を設定せざるを得ないものに限定することとし、義援金を取り崩す事業とすることとした。
2. 義援金の当面の配分先を留保する目的の事業は認められないこととした。

【その他】

1	・被災者支援のために活動した（している）ボランティアグループへの配分
2	・被災者支援のために活動した（している）市町村社会福祉協議会ボランティアセンターへの配分
3	・被災者支援のために活動した（している）自治会、集落及び町内会への配分
4	・被災児童・生徒のための奨学金等教育基金への配分

（3）第3回配分（平成18年12月7日計画決定） 配分額：4,008,806,000円（C）

- 第2回配分と同様、県配分委員会からの配分例提示による市町村への枠配分とし、市町村が地域の実情に応じ、配分計画を策定。
- 計画策定時の配分可能額（約50億円）のうち、約10億円を配分留保し、これを除いた額の範囲内で配分を実施。
- 枠配分の積算基準は、①住家の被害程度に応じた配分に加え、②生活再建の困難性を加味して策定。

※配分基準

①第1回配分計画による住家被害の配分実績総額によって按分計算した額。

②応急仮設住宅入居世帯数(市町村ごとの最大値)に基づいて計算した額。

※ただし、平成18年10月31日現在(被災から2年を経過)の応急仮設住宅入居世帯に対して、全県統一基準に基づき配分。(仮設住宅長期入居世帯分)

・配分単価：5万円／世帯

住 家 被 害 区 分	配 分 額 (円)
全 壊	1,364,000,000
大 規 模 半 壊	470,360,000
半 壊	648,780,000
一 部 損 壊	1,214,466,000
小 計	3,697,606,000
仮設住宅入居世帯分 仮設住宅長期入居世帯分	311,200,000
合 計	4,008,806,000

※市町村配分計画における配分メニュー例（第3回配分時提示）

- 1 第2回配分計画において例示したものに、更に例を追加
- 2 第3回配分計画策定に当たっては、生活の再建が困難な被災者に特に配慮

区 分	名 称	配分対象者・事業
生活基盤の再建	長期避難世帯見舞金	・長期避難世帯認定世帯
	仮設住宅入居世帯見舞金	・応急仮設住宅入居世帯
	みなし全壊世帯見舞金	・みなし全壊世帯の義援金全壊扱い
	被災者生活再建支援法対象外世帯見舞金	・世帯主の年齢や世帯の年収により対象外となる世帯
	複数人数世帯見舞金	・世帯人数が複数の世帯
	長期療養者世帯見舞金	・被災が原因の長期療養者
	○その他、生計維持者が失業した世帯等への配分	
要援護世帯への激励	ひとり暮らし高齢者見舞金	・半壊以上かつ65歳以上
	要介護者世帯見舞金	・半壊以上かつ介護保険法上の要介護者
	重度障害者（児）世帯見舞金	・半壊以上かつ重度障害者（児）世帯
	特定疾患患者世帯見舞金	・半壊以上かつ特定疾患患者世帯
	○その他、母子・父子・生活保護世帯等への配分	
住宅の再建	持ち家被災見舞金	・持ち家が半壊以上の世帯
	宅地被災見舞金	・居住困難な宅地被災世帯
	○その他、被害の大きい一部損壊世帯等への配分	
事業の再建	事業所被災見舞金	・半壊以上の事業所
教育等への支援	高校生等授業料減免世帯見舞金	・半壊以上かつ高校等授業料免除世帯
	新入生等のいる世帯見舞金	・半壊以上かつ小学校等入学児世帯
	奨学資金配分事業	・半壊以上かつ一定の年収に満たない高校・大学生等
コミュニティの再建	自治会、集落、町内会支援	・被災者支援活動を行った自治会等
災害ボランティア等支援	ボランティアグループ支援	・被災者支援活動を行ったボランティアグループ
	市町村社協ボランティアセンター支援	・被災者支援活動を行った市町村社協ボランティアセンター
	民生委員児童委員協議会支援	・被災者支援活動を行った民生委員児童委員協議会
	老人クラブ支援	・被災者支援活動を行った老人クラブ
社会福祉施設等支援	社会福祉施設等見舞金	・被害のあった民間社会福祉施設や医療機関等
啓発事業	復興啓発事業	・国内外の被災地児童の交流事業等

1. 左表は例示であり、これ以外の配分も可能とした。ただし、単なる行政経費の補填として一般会計へ繰り入れるようなことはできないこととした。
2. 基金造成事業は、事業の性格からある程度の期間を設定せざるを得ないものに限定することとした。義援金の当面の配分先を留保する目的の造成・配分はできないこととした。
 ただし、義援金の端数の取扱いとして、義援金の趣旨に沿ったものであれば、既存の基金への配分は可能とした。

〈その他〉

区 分	名 称	配分対象者（世帯・事業）
災害ボランティア支援	県災害救援ボランティア活動連絡会「災害ボランティア基金」支援	・新潟県災害ボランティア基金

1. 市町村管内に適切な配分先がない場合は、上記のような全県レベルの団体等に配分することも可能とした。

（４）教育支援目的条件付義援金の配分（平成 17 年 6 月 6 日計画決定）

配分額：137,408,473 円（D）

- 義援金受付時に、使途(教育支援目的)を明示されて受け付けた分について、通常分と別枠で管理のうえ配分。
- 各学校設置者が教育支援・学校支援のために活用する原資として配分。
- 配分対象
 - ①設置する公立学校施設（共同調理場を含む。）の被害額の合計が1千万円以上の市町村及び県
 - ②設置する学校施設の被害額の合計が百万円以上の学校法人（幼稚園から高等学校まで）
- 配分基準
 - ・学校設置者（市町村・学校法人・県）ごとに、均等割（1設置者当たり10万円）と被害額割（配分総額から均等割に必要な額を控除した金額を施設被害額で按分した額）の合計額を配分する。
 - ・内訳は別表2のとおり。

(5) 最終配分 (平成 22 年 12 月 27 日計画決定) 配分額 : 1,209,048,928 円 (E)

- 配分残額を、震災の経験を生かした青少年のための事業を実施するために活用。
- 「新潟県中越大震災義援金事業検討委員会」(義援金配分委員会内に設置)において策定した事業枠組に即して実施する。
- 事業実施と適切な運営・資金管理を条件として、全額を財団法人中越大震災復興基金へ配分。

<事業枠組の概要>

①団体実施事業

広く学校・地域において使用可能な、青少年の成長段階に応じた一貫性のある防災教育(防災人材育成)プログラムの開発・普及

②学校実施事業

学校が地域と連携し、授業・課外活動・学校行事において、防災に関する教材の導入や外部講師・指導者の招へい、他の被災地等訪問

③地域実施事業

地域が学校や青少年育成に係る団体等と連携し、地域活動において、防災に関する実地訓練や学習・研修会の開催、被災経験を活かした都市住民との継続的な交流活動、他の被災地等訪問 など

※枠組の詳細は、別記1のとおり。

配分総合計 : 37,365,773,401 円 ((A)+(B)+(C)+(D)+(E))

新潟県中越大震災義援金配分額総括表(受入・配分結果状況)

【義援金等受入】

単位:円

受入機関	受入額	備考
新潟県	16,450,175,665	うち使途(教育支援目的)指定分 137,408,473
日本赤十字社新潟県支部	16,527,882,363	
新潟県共同募金会	4,119,415,744	
新潟日報社 } 共同 BSN新潟放送 }	136,141,083	
BSN新潟放送	13,143,090	
NHK新潟放送局	4,154,800	※1
NST新潟総合テレビ	32,236,286	
TeNYテレビ新潟放送網	79,013,401	※2
UX新潟テレビ21	3,600,810	
小計(義援金受入額)	37,365,763,242	
配分委員会預金口座利息	10,159	
合 計	37,365,773,401	

※1 NHK新潟放送局受入分は、新潟県共同募金会を通じて受入。

※2 TeNYテレビ新潟放送網受入分のうち50,000千円は新潟県出納局を通じて受入。

【義援金配分】

配分額	第1回配分計画に基づく配分額	詳細は別表 1	16,883,850,000
	第2回配分計画に基づく配分額		15,126,660,000
	第3回配分計画に基づく配分額		4,008,806,000
	使途指定分(教育支援目的)	別表 2	137,408,473
	最終配分計画に基づく配分額 (財団法人新潟県中越大震災復興基金へ拠出)		1,209,048,928
	合 計		37,365,773,401

「新潟県中越大震災義援金」配分計画に基づく市町村別の配分結果一覧

単位：円

市町村名			第1回配分				第2回配分				第3回配分				合計
			人的被害		住家被害		小計	配分枠 (住家被害配分×0.9)		仮設又は 長期避難	配分枠 (住家被害配分×0.22)		小計		
			人数	配分額	世帯数	配分額		世帯数	配分額		配分額	世帯数		配分額	
1	新潟市	旧小須戸町	0	0	1	50,000	50,000	1	45,000		1	11,000	11,000	106,000	
2		旧白根市	0	0	1	50,000	50,000	1	45,000		1	11,000	11,000	106,000	
3	長岡市	旧長岡市	266	27,500,000	55,421	6,386,350,000	6,413,850,000	55,421	5,747,715,000	75,700,000	55,421	1,404,997,000	1,480,697,000	13,642,262,000	
4		旧栃尾市	15	1,600,000	6,086	497,050,000	498,650,000	6,086	447,345,000	6,800,000	6,086	109,351,000	116,151,000	1,062,146,000	
5		旧中之島町	5	500,000	2,638	138,600,000	139,100,000	2,638	124,740,000		2,638	30,492,000	30,492,000	294,332,000	
6		旧越路町	9	1,300,000	3,766	747,500,000	748,800,000	3,766	672,750,000	11,200,000	3,766	164,450,000	175,650,000	1,597,200,000	
7		旧三島町	2	200,000	1,662	92,000,000	92,200,000	1,662	82,800,000		1,662	20,240,000	20,240,000	195,240,000	
8		旧与板町	0	0	964	51,100,000	51,100,000	964	45,990,000		964	11,242,000	11,242,000	108,332,000	
9		旧和島村	2	200,000	300	15,000,000	15,200,000	300	13,500,000		300	3,300,000	3,300,000	32,000,000	
10		旧寺泊町	1	100,000	601	34,550,000	34,650,000	601	31,095,000		601	7,601,000	7,601,000	73,346,000	
11		旧山古志村	17	2,200,000	682	720,750,000	722,950,000	682	648,675,000	72,600,000	682	158,565,000	231,165,000	1,602,790,000	
12		旧小国町	3	400,000	1,939	558,950,000	559,350,000	1,939	503,055,000	10,600,000	1,939	122,969,000	133,569,000	1,195,974,000	
13		旧川口町	43	4,800,000	1,601	1,486,650,000	1,491,450,000	1,601	1,337,985,000	35,400,000	1,601	327,063,000	362,463,000	3,191,898,000	
14	三条市	旧三条市	0	0	301	15,050,000	15,050,000	301	13,545,000		300	3,300,000	3,300,000	31,895,000	
15		旧下田村	0	0	19	950,000	950,000	19	855,000		19	209,000	209,000	2,014,000	
16		旧栄町	3	300,000	525	28,800,000	29,100,000	525	25,920,000		525	6,336,000	6,336,000	61,356,000	
17	柏崎市	旧柏崎市	12	1,200,000	4,944	407,150,000	408,350,000	4,944	366,435,000	4,000,000	4,944	89,573,000	93,573,000	868,358,000	
18		旧高柳町	0	0	271	15,650,000	15,650,000	271	14,085,000		271	3,443,000	3,443,000	33,178,000	
19		旧西山町	1	100,000	703	71,650,000	71,750,000	703	64,485,000		703	15,763,000	15,763,000	151,998,000	
20	小千谷市	137	15,400,000	11,597	2,618,650,000	2,634,050,000	11,597	2,356,785,000	68,400,000	11,597	576,103,000	644,503,000	5,635,338,000		
21	加茂市	1	100,000	131	8,850,000	8,950,000	131	7,965,000		131	1,947,000	1,947,000	18,862,000		
22	十日町市	旧十日町市	62	6,900,000	12,198	1,122,600,000	1,129,500,000	12,198	1,010,340,000	11,300,000	12,198	246,972,000	258,272,000	2,398,112,000	
23		旧川西町	15	1,600,000	1,649	114,100,000	115,700,000	1,649	102,690,000	1,400,000	1,649	25,102,000	26,502,000	244,892,000	
24		旧中里村	1	100,000	668	35,200,000	35,300,000	668	31,680,000		668	7,744,000	7,744,000	74,724,000	
25		旧松代町	0	0	353	18,250,000	18,250,000	353	16,425,000		353	4,015,000	4,015,000	38,690,000	
26		旧松之山町	0	0	92	8,500,000	8,500,000	92	7,650,000		92	1,870,000	1,870,000	18,020,000	

「新潟県中越大震災義援金」配分計画に基づく市町村別の配分結果一覧

単位：円

市町村名	第1回配分						第2回配分			第3回配分			合計	
	管理区分	人的被害		住家被害		小計	配分枠 (住家被害配分×0.9)		仮設又は 長期避難 配分額	配分枠 (住家被害配分×0.22)		小計		
		人数	配分額	世帯数	配分額		世帯数	配分額		配分額	世帯数			配分額
27	見附市	52	5,500,000	9,757	707,450,000	712,950,000	9,757	636,705,000	8,700,000	9,757	155,639,000	164,339,000	1,513,994,000	
28	燕市	旧燕市	1	200,000	56	6,700,000	6,900,000	56	6,030,000		56	1,474,000	1,474,000	14,404,000
29		旧分水町	0	0	118	33,050,000	33,050,000	117	29,700,000		118	7,271,000	7,271,000	70,021,000
30		旧吉田町	1	200,000	2	100,000	300,000	2	90,000		2	22,000	22,000	412,000
31	上越市	1	200,000	25	1,250,000	1,450,000	25	1,125,000		23	253,000	253,000	2,828,000	
32	魚沼市	30	3,800,000	4,789	507,400,000	511,200,000	4,791	456,930,000	2,700,000	4,791	111,694,000	114,394,000	1,082,524,000	
33	南魚沼市	除旧塩沢町	8	1,000,000	1,674	98,150,000	99,150,000	1,674	88,335,000		1,674	21,593,000	21,593,000	209,078,000
34		旧塩沢町	4	400,000	629	31,450,000	31,850,000	629	28,305,000		629	6,919,000	6,919,000	67,074,000
35	出雲崎町	1	100,000	107	6,750,000	6,850,000	107	6,075,000		107	1,485,000	1,485,000	14,410,000	
36	津南町	3	300,000	234	11,900,000	12,200,000	234	10,710,000		234	2,618,000	2,618,000	25,528,000	
37	刈羽村	3	300,000	937	208,950,000	209,250,000	937	188,055,000	2,400,000	937	45,969,000	48,369,000	445,674,000	
38	妙高市	1	200,000	0	0	200,000							200,000	
合計		700	76,700,000	127,441	16,807,150,000	16,883,850,000	127,442	15,126,660,000	311,200,000	127,440	3,697,606,000	4,008,806,000	36,019,316,000	

※ 第1回配分時において、魚沼市で2世帯が住家被害分を受取辞退(-2)のため配分せず。

三条市の第3回配分額が減少(-1)しているのは、死亡し相続人不存在のため配分せず。

旧分水町の第2回配分額が減少(-1)しているのは、第2回市配分計画決定後に被害認定追加のため配分枠の増額不要との回答による。

上越市の第3回配分額が減少(-2)しているのは、死亡し相続人不存在(-1)と受取辞退(-1)のため配分せず。

新潟県中越大震災義援金「教育支援目的」用途特定義援金の配分結果一覧

単位:円

区分	当初配分(H17.6.6)				追加配分(H18.12.27)					配分額合計
	配分先	被災校数	災害復旧事業費	当初配分額	配分先	追加校数	追加事業費	追加後災害復旧事業費	追加配分額	
市町村	長岡市	63	3,394,830,000	70,400,000	長岡市			3,448,021,000	3,722,000	75,418,000
	旧長岡市	49	711,756,000	14,755,000	旧長岡市			711,756,000		
	旧越路町	4	788,974,000	16,345,000	旧越路町			788,974,000		
	旧三島町	3	19,377,000	499,000	旧三島町			19,377,000		
	旧小国町	4	645,028,000	13,381,000	旧小国町			645,028,000		
	旧山古志村	3	1,229,695,000	25,420,000	旧山古志村			1,229,695,000		
	栃尾市	2	29,410,000	706,000	旧栃尾市			29,410,000		
	与板町	2	23,781,000	590,000	旧与板町			23,781,000		
	三条市	1	35,136,000	823,000	三条市			35,136,000	39,000	
	柏崎市	7	66,519,000	1,570,000	柏崎市			66,519,000	72,000	
	旧柏崎市	6	29,076,000	699,000	旧柏崎市			29,076,000		
	旧西山町	1	37,443,000	871,000	旧西山町			37,443,000		
	小千谷市	16	586,104,000	12,168,000	小千谷市	6	14,730,000	600,834,000	952,000	
	十日町市	25	212,280,000	4,672,000	十日町市			212,280,000	229,000	
	旧十日町市	20	179,198,000	3,790,000	旧十日町市			179,198,000		
	旧川西町	4	21,353,000	540,000	旧川西町			21,353,000		
	旧中里村	1	11,729,000	342,000	旧中里村			11,729,000		
	見附市	5	46,349,000	1,054,000	見附市			46,349,000	51,000	
	川口町	4	69,628,000	1,534,000	川口町	4	10,600,000	80,228,000	305,000	
	魚沼市	20	648,481,000	13,452,000	魚沼市	2	10,122,000	658,603,000	920,000	
南魚沼市	13	44,490,000	1,016,000	南魚沼市			44,490,000	49,000		
中越学園	1	13,111,000	370,000	中越学園			13,111,000	15,000		
帝京蒼紫学園	2	18,096,000	473,000	帝京蒼紫学園			18,096,000	20,000		
中央学園	1	5,047,000	204,000	中央学園			5,047,000	6,000		
柏専学院	1	29,268,000	703,000	柏専学院			29,268,000	32,000		
東光学園	1	11,896,000	345,000	東光学園			11,896,000	13,000		
白ゆり学園	2	150,042,000	3,189,000	白ゆり学園			150,042,000	163,000		
聖尚学園	1	2,171,000	145,000	聖尚学園			2,171,000	3,000		
六日町幼稚園	1	6,292,000	230,000	六日町幼稚園			6,292,000	7,000		
東小千谷学園	1	4,992,000	203,000	東小千谷学園			4,992,000	5,000		
舟陵学園	1	5,353,000	210,000	舟陵学園			5,353,000	6,000		
金城学園	1	4,035,000	183,000	金城学園			4,035,000	5,000		
竜谷学園	1	1,855,000	138,000	竜谷学園			1,855,000	3,000		
下条学園	1	11,482,000	336,000	下条学園			11,482,000	13,000		
新潟ルーテル学園	1	1,134,000	123,000	新潟ルーテル学園			1,134,000	2,000		
新潟県	新潟県	26	731,534,000	15,161,084	新潟県			731,534,000	778,389	
	合計	200	6,153,316,000	129,998,084	合計	12	35,452,000	6,188,768,000	7,410,389	137,408,473

(新潟県中越大震災義援金配分委員会)

別記1

新潟県中越大震災義援金事業の枠組みについて

平成22年12月27日、第5回新潟県中越大震災義援金配分委員会において、新潟県中越大震災義援金事業検討委員会における検討結果報告のとおり決定。

1 義援金事業によって目指す「将来像」

中越大震災により多くの悲しみや苦しみを経験するとともに、助け合いや絆の再確認と新たな深化が復旧・復興の糧となり、感謝の気持ちを得心することにもなった。

人々は感謝の気持ちを胸に刻むとともに、この経験を伝え、還元したいと考えている。

こうした中越大震災の経験、教訓を身につけ、

- ①次世代や他地域へ正しく伝承するとともに、
- ②身の回りの安全に留意できる、
- ③また、他地域の災害に対しても思いをはせ、寄り添えるような能力、気持ちを有する青少年を育成する。

2 義援金事業立案の視点

- 10年後、20年後、30年後に、きちんと中越の「震災文化」として残っているように。

〔概念〕 理論 + 実務 → 生活文化様式を持つ・見せる

〔方法論〕 教育・育成機関 × 地域 → 垣根を越えた連携により、
取組の広まり・深まり

※教育・育成機関 …学校、PTA、子ども会、少年団 等

- 長期一貫したマネジメントができる連携軸が必要。

- ・ ビジョンの共有、ノウハウの開発・蓄積・改良
- ・ 実施主体者間のコーディネート、実施の環境づくり
- ・ 被災地外の青少年への配慮

- 効果が長く持続(配分の重点化)し、広く行き渡る(より多くの青少年へ)ように。

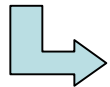
- ・ 資源の集中 → 透明性が求められる → 「第三者の目」を入れる
- ・ 初の試み、よりよい方法で柔軟に継続 → 「検証」の仕組み

3 義援金事業の助成対象とする活動

* 義援金事業によって目指す「将来像」に向かい、当面3年間の助成対象として

- ① 青少年の成長に応じた長期一貫カリキュラムにより、地域防災を担える人材として育成する活動(モデル事業)

<『中越モデル』として、他地域に発信し・活かされる事業に成長することを期待>



学校での
実施経費

- ② 学校(モデル事業参加校)が、地域の協力を得て、原則として学校または地域で行う教育活動

<学校・地域の連携により、取組の深まり・広がりを期待>

- ③ 地域が学校の協力を得て、または、青少年育成団体等が学校・地域・その他団体の協力を得て、原則として義援金配分対象市町村内で行う育成活動

<複数の者が連携することにより、取組の深まり・広がりを期待>

4 助成対象の要件等

事業①

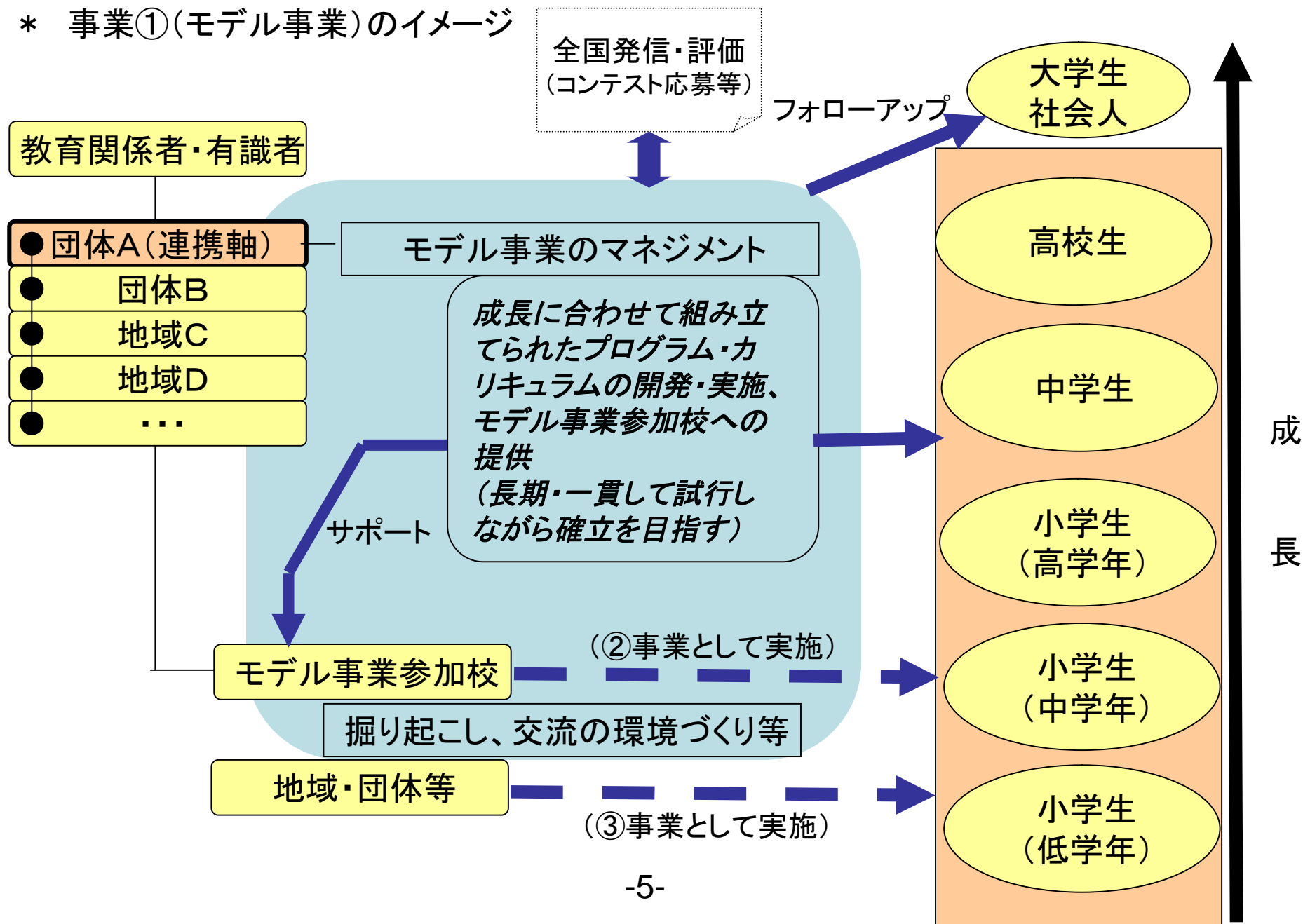
青少年の成長に応じた長期一貫カリキュラムにより、地域防災を担える人材として育成する活動(モデル事業)

＜『中越モデル』として、他地域に発信し・活かされる事業に成長することを期待＞

- * 公益的な活動を行う民間団体・地域団体等が広域で連携し、その軸となる団体を定め、教育関係者や有識者等の協力を得て実施体制を整備
- * 連携の軸となる団体のマネジメント下において行う「当面3年間の計画」を作成し、試行錯誤しつつ全国に発信・評価(コンテスト応募等)を受けながら確立を目指す
 - ・ 汎用性のあるプログラム・カリキュラムの開発、県内での実施、県内学校(モデル事業参加校)への提供・実施サポート、県外転出者のフォローアップ
 - ・ 事業②③の掘り起こし、学校・地域等の連携コーディネート
 - ・ 事業②③実施者が相互に交流・触発し合う環境づくり
- * 汎用プログラム・カリキュラムの導入に当たっては、学校・地域で既に行われている取組を活かし・助長することで、地域性に配慮、効果の早期発現
特に、③-1事業に取り組む地域との連携・調整に留意

連携軸となる団体に
所要額を助成

* 事業①(モデル事業)のイメージ



事業②

学校(モデル事業参加校)が、地域の協力を得て、原則として学校または地域で行う教育活動

＜学校・地域の連携により、取組の深まり・広がりを期待＞

- * 教材の導入
- * 講師・指導者を招いた授業・行事の実施
- * 他の被災地等の訪問(特に必要と認められるもの)

上限20万円／年

事業③

地域が学校の協力を得て、または、青少年育成団体等が学校・地域・その他団体の協力を得て、原則として義援金配分対象市町村内で行う育成活動

＜複数の者が連携することにより、取組の深まり・広がりを期待＞

③-1

- * 中学校区単位で行う、事業①に準じた活動
(小・中など学校種別を越えて連携)

連携軸となる団体に
所要額を助成

③-2

- * 自主防災のための実践活動
- * 学習会・研修会
- * 地域間交流(県外との交流は、経験を活かした持続的交流・絆づくりに限る)
- * 他の被災地等の訪問(特に必要と認められるもの)

上限20万円／年
(小学校区単位以上
=100万円／年)

＜③-2 ガイドライン＞

- 中越大震災の経験・教訓に基づく(経験・教訓を活かす)もの。
- 学校・地域間などで新たな連携を生み出し、取組の広まり・深まりが期待できるもの。
- 事業自体が継続的に実施されるか、事業効果の持続が期待できるもの。
- 事業のテーマとして、必ずしも防災のみに限定しないが、あくまで防災に関して“ねらい”が明確になっているもの。
- 事業の対象者として、必ずしも青少年のみに限定しないが、あくまで青少年育成について“ねらい”が明らかになっているもの。

<事業①～③ 共通ガイドライン>

- 領収書等があるものに限る
- 事業主体の経常的な経費は不可
- 事業の主要部分を外部に委ねるような支出形態は不可
(委託費、既存講座への参加費等)
- 謝礼・茶菓については、社会通念を逸しないこと
(慰労目的の飲食は不可)



事業実施により
経験を還元する
趣旨より

4 事業スキーム

<助成対象の採択について>

- 年度毎に公募を行い、原則として第三者委員会による審査を経て採択
 - ・ 事業① プレゼン審査
 - ・ 事業② 形式審査(特認の場合は③-2に準じて審査)
 - ・ 事業③-1 プレゼン審査
 - ・ 事業③-2 ガイドラインに沿って審査

※ 審査で重要な修正意見が付された場合は、修正を条件に採択

- 採択事業は全て概要を公表
- 2か年以上継続する事業は、1年毎に中間報告・評価・概要公表
- 当面は募集枠を設けず、応募状況をみて検討

＜事業管理について＞

- 事業管理を行う団体を指定し、実施条件を付して資金を一括拠出（条件付き寄附）

- 実施条件
 - 当該団体が行う他の事業及びそのための資金とは、明確に区分
 - 本書に示した助成対象・採択方法にしたがって実施
 - 応募事業の審査、募集枠の設定など需給調整、効果の検証を行う第三者委員会を設置
〔第三者委員会の構成(例示)〕 ※複数の資格を兼ねてもよい
配分委員会会長または会長が指名する者、事業検討委員会座長または座長が指名する者、青少年育成について知見を有する者、生涯学習について知見を有する者、地域防災・減災について知見を有する者、その他

 - やむを得ず事業管理ができなくなった場合は、義援金事業の趣旨が引き続き活かされるよう必要な措置

事業管理を行う団体として、現状では、財団法人新潟県中越大震災復興基金が最もふさわしい。

【理由】

- 多額・長期の資金管理や復興事業立案・執行のノウハウを有し、義援金を預かった新潟県の監督も及ぶ。
- 現在の体制を活かすことにより、事業管理のために事業原資を目減りさせることなく遂行が可能。